

鴻巣市用途地域別建築形態規制一覧表

平成29年8月1日現在

用途地域		建築基準法	第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域					
高さの限度		法第55条第1項	10m																	
斜線制限	道路斜線	法別表第3	1.25							1.5			1.5			1.25				
	隣地斜線	勾配					1.25				2.5				1.25					
		立上がり	法第56条第1項					20m				31m				20m				
	北側斜線	勾配	1.25		—		—													
		立上がり	5m		—		—													
容積率の掛け率		法第52条第2項	0.4			0.4					0.6					0.4				
日影制限	都市計画で定めた容積率		80%	100%	80%	100%・150%	200%	150%	200%	200%	200%	200%	200%	300%	400%	200%	200%	200%	100%	200%
	制限を受ける建築物	法第56条の2	軒の高さが7mを超える建築物または地階を除く階数が3以上の建築物				高さが10mを超える建築物			高さが10mを超える建築物				—		高さが10mを超える建築物			口 高さが10mを超える建築物	
	測定面の高さ(平均地盤面からの高さ)	法別表第4	1.5m			4m			4m			—		4m			4m			
	法別表第4(に)の号	埼玉県建築基準法施行条例第8条の2	(1)	(2)	(1)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)		(2)	—		(2)			(2)	(3)	
	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内		3時間	4時間	3時間	3時間	4時間	3時間	4時間	4時間		5時間	—		5時間			4時間	5時間	
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲		2時間	2.5時間	2時間	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間	2.5時間		3時間	—		3時間			2.5時間	3時間	

※用途地域・容積率・地区計画について都市計画課で確認してから下記をご覧ください。
 ※形態規制の内容は変更になる場合があります。最新の状況は建築課ホームページで確認してください。